

## 別添1 公募型プロポーザル方式実施要領

### クリエイティブ人材を活用した広報媒体制作業務 実施要領（公募型プロポーザル）

#### 1 案件名称

クリエイティブ人材を活用した広報媒体制作業務

#### 2 業務内容に関する事項

##### (1) 事業目的

広報媒体のデザイン性向上を図るため、様々なデザイナーと連携し、「伝わる」広報媒体の制作を目指す必要がある。その連携を強化するため、専門的なスキル・知識を持つ様々な人材に対して、媒体制作の機会を積極的に創出することやその効果をより確かなものとするためのディレクション等をオンラインだけでなく実際の場を通して実現していくことを業務の目的とする。

##### (2) 業務内容

###### ① [ローカル型] 市内クリエイター等とのマッチング・ディレクション業務

市内クリエイターを中心に、主に対面で広報媒体制作に向けてのマッチングやディレクションを、受託者が作成する別紙「業務一覧・単価表」に基づき、後述する委託上限額の範囲内で、神戸市からの制作依頼に対し、仕様書に記載する業務を行う。

なお、1案件ごとの単価については、「業務一覧・単価表」を参考に、業務内容によって本市と受託者で都度決めることとする。

| 制作の対象となる分野 |

- ① くらし・まちづくり・手続き
- ② 子育て・教育
- ③ 健康・医療・福祉
- ④ 防災・安全
- ⑤ 観光・文化・産業

###### ② [グローバル型] 副業人材を活用した広報媒体制作業務

神戸市の広報業務に関心のある全国各地の専門的スキルを持った様々な人材（副業人材やフリーランス（以下「副業人材等」））を確保し、受託者が作成する別紙「業務一覧・単価表」を基本とし、後述する委託上限額の範囲内で、神戸市からの制作依頼に対し、仕様書に記載する業務を行う。

なお副業人材への報酬額は、別紙「業務一覧・単価表」を基本とし、副業人材の専門性のレベルや業務の特殊性・難易度等に応じて、合理的な範囲内で甲と乙両者合意の上、設定する。※ 別紙「仕様書」参考

##### (3) 事業規模（契約上限額）

###### ① [ローカル型] 市内クリエイター等とのマッチング・ディレクション業務

金 7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※神戸市の依頼に基づく実績払い

※委託上限額を超えて依頼を行う場合は、委託上限額の変更を行う

###### ② [グローバル型] 副業人材を活用した広報媒体制作業務

金 9,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※副業人材獲得に係る費用、業務の報酬額、その他業務にかかる必要経費（交通費など）を含めた金額

※神戸市の依頼に基づく実績払い

※委託上限額を超えて依頼を行う場合は、委託上限額の変更を行う

(4) 契約期間

2025年4月1日～2026年3月31日

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

### 3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び評価委員会への提出書類に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

- 本事業は令和7年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算が成立しない場合には、契約締結を行わない場合がある。
- 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 令和6・7年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有する、若しくは、それと同等の要件（6-（3）：（ウ）～（カ）を提出）を満たすこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続きまたは再生手続きを行っている者でないこと。

(4) 評価委員会時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。また、神戸市契約事

務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

- (6) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。

## 5 スケジュール

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| (1) 公募要領等の交付開始     | 令和7年2月7日(金曜)       |
| (2) 参加申請及び質問期限     | 令和7年2月21日(金曜)17時まで |
| (3) 質問への回答         | 令和7年2月25日(火曜)予定    |
| (4) 評価委員会提出書類の提出期限 | 令和7年3月6日(木曜)17時まで  |
| (5) 評価委員会          | 令和7年3月11日(火曜)予定    |

※評価委員会にて提案事業者によるプレゼンテーションを行う場合は、令和7年3月7日(金曜)を目途に参加者へ連絡を行う。

※提案事業者が5社を超える場合は、評価委員会までに書類選考を実施する。

- |              |            |
|--------------|------------|
| (6) 受託候補者の決定 | 令和7年3月中旬   |
| (7) 契約締結     | 令和7年3月下旬ごろ |

## 6 参加申請の手続き

- (1) 各書類の配布・提出場所

① 交付期間

令和7年2月7日(金曜)から令和7年2月21日(金曜)

② 交付場所

以下の神戸市ホームページからダウンロードすること ※郵送による交付は行わない

<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/matcihing.html>

(ダウンロード出来ない場合にはメールにて送付を行いますので、「10 提出先、問い合わせ先」のメールアドレスまでお問い合わせください。)

③ 配布資料

(ア) 公募型プロポーザル実施要領 (本書)

(イ) 業務仕様書

(ウ) 参加申請書兼質問書 (様式1号)

(エ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書 (様式2号)

(オ) 共同企業体結成届出書 (共同企業体の場合)

- (2) 参加申請及び質問書の提出

① 提出期限

郵送または持参により、令和7年2月21日(金曜)17時まで (必着)

※本業務に係る質問等に関しては、参加申請書を提出したすべての事業者に対して令和7年2月25日(火曜)までにメールにて回答を予定している。なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項についてはこの限りではない。

※ [ローカル型] と [グローバル型] の両方、あるいはいずれか一方に参加可能

② 提出場所

「10 提出先、問い合わせ先」のとおり

③ 提出書類

(ア) 参加申請書兼質問書 (様式 1 号)

(イ) 会社概要・団体概要 (様式任意)

(ウ) 登記簿謄本又は登記事項に関する全部証明【写し可】

(エ) 国税の納税証明書 (その 3 の 3)【写し可】

(オ) 印鑑証明書【原本】

(カ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書 (様式 2 号)

(キ) 共同企業体結成届出書 (共同企業体の場合) (様式 3)

※上記 (ウ) (エ) (オ) (カ) は提出日時点で発行日より 3 カ月以内のもの

※令和 6・7 年度 神戸市競争入札参加資格を有する場合は、(ウ) (エ) (オ) (カ) の提出は省略可。

## 7 評価委員会の手続き

(1) 提出書類

次の①、②において、参加する業務の(ア)～(ウ)の書類及びデータ (PDF 形式) をメール等にて提出すること。

なお、提出データの総容量が 10MB を超える場合は、データ交換サービス等を利用して提出すること。(容量の関係で送付できない場合は連絡すること。)

① **[ローカル型] 市内クリエイター等とのマッチング・ディレクション業務**

(ア) 業務一覧・単価表 (様式 4 号)

(イ) 提案書

(ウ) その他補足資料

② **[グローバル型] 副業人材を活用した広報媒体制作業務**

(ア) 副業人材対象業務内容・募集人数等 (様式 5 号)

(イ) 提案書

(ウ) その他補足資料

(2) 作成要領

提案書およびその他補足資料について、様式は任意とするが、以下の全ての内容を含むこと。

なお、本業務の範囲内で、必要に応じて予算内での追加提案をしてもよい。

① **[ローカル型] 市内クリエイター等とのマッチング・ディレクション業務**

(ア) 市内クリエイターとのネットワーク関係

市内クリエイターと自社のネットワーク関係が証明できる書類やリスト・サイト等を提示すること。また、関係性のある市内クリエイターの属性や実績などを示すこと。

(イ) 業務執行体制

受注した場合、本業務に対応できる社員数、社員の有する能力、役割分担等明確に示すこと。特にデザイン・編集に携わる社員の経験値について簡潔に示すこと。

(ウ) 業務実績

過去に市内クリエイターと一緒に企画・制作した、あるいはディレクションを発揮したチラシ・ポスター・リーフレット・バナー・動画の業務実績について具体的に記載すること。

(エ) その他

評価委員会において特にアピールしたい点があれば記載すること。ただし、提案上限額の範囲内で実施できるものに限る。

② **[グローバル型] 副業人材を活用した広報媒体制作業務**

(ア) 業務実施体制等

本業務を実施するにあたっての人員等の体制、業務スケジュールを記載すること。

(イ) 副業人材の獲得方法

下記の項目を記載すること。

- ・ 受託者が運営するサイトの強み（会員数、掲載業務案件数やマッチング率、会員と当該業務との親和性など）
- ・ 会員に向けた募集方法と会員以外への公募方法

(ウ) 人材の獲得

下記の項目を記載すること。

- ・ 応募者の情報を管理できるシステムに関する情報
- ・ 候補者の審査方法（スキルや稼働可能な頻度の確認など）

(エ) 副業人材への業務依頼、報酬支払方法

下記の項目を記載すること。

- ・ 神戸市と受託者間の業務依頼・履行の体制
- ・ 受託者から副業人材への合理的かつ適正な業務の依頼方法、情報共有方法
- ・ 副業人材への適正な報酬額や支払方法に関する考え方

(3) 提出期限

令和7年3月6日(木曜)17時まで（必着）

(4) 提出先

電子メールアドレス： design@city.kobe.lg.jp

メールの件名は「クリエイティブ人材を活用した広報媒体制作業務（ローカル型もしくはグローバル型）業務企画提案書」とすること。データを USB 等で持参する場合は神戸市市長室広報戦略部（神戸市役所 1 号館 16 階）

## 8 選定方法・結果の通知・契約

- (1) 提出資料に関する評価委員会（提案事業者によるプレゼンテーション）は必要に応じて実施する。

- (2) 提案事業者が5社を超える場合は、評価委員会に先立ち、書類選考を実施する。
- (3) 書類選考にあたっては、審査項目に沿って評価委員会書類等提出書類の内容審査を行い、選定委員の評価点の合計が、上位5社の事業者について評価委員会に参加できるものとする。選考結果については応募書類の提出者全員にメールにて結果を通知する。
- (4) 事業者選定にあたっては、評価委員会において、提出された提案書等の内容を下記に掲げる評価基準に基づいて評価し、選定委員の評価点の合計が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。ただし、評価点の合計が5割に達していない場合は、委託予定業者として選定しない。評価委員会者が1者であっても同様の扱いとする。また、委託事業予定者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を行う。委託予定事業者が辞退又は協議が不調のときは、業者選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。
- なお、各委員の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、次の項目の順により最終決定する。

① **【ローカル型】 市内クリエイター等とのマッチング・ディレクション業務**

- (ア) 評価項目のうち「広報媒体制作のディレクション力を対面で十分に発揮できるか」の合計点数が最も高いもの
- (イ) (ア)が同点の場合は、評価項目のうち「市内クリエイターとのネットワークは広く密接な関係性であるか」の合計点数が最も高いもの

② **【グローバル型】 副業人材を活用した広報媒体制作業務**

- (ア) 評価項目のうち「多種多様な業務依頼の対応、緊急時対応や効率的な進捗確認方法・情報共有方法など優位な仕組みを有しているか」の合計点数が最も高いもの
- (イ) (ア)が同点の場合は、評価項目のうち「登録しやすく使い勝手のよいオンライン人材プラットフォームを有しており、多種多様な人材を集積できるか。」の合計点数が最も高いもの

(5) 評価委員会（プレゼンテーション審査を行う場合は以下の通り）

- ① 日時 令和7年3月11日(火曜)予定
- ② 場所 神戸市役所内会議室
- ③ 内容 提案書（様式自由）等による質疑応答を含むプレゼンテーション  
（15分程度、質疑応答は別途）

※ 説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

(6) 選定結果の通知

令和7年3月中旬に、応募書類の提出者全員に結果を通知予定。

(7) 評価基準

下記(ア)～(カ)の項目に基づき、各審査員が100点満点で評価する。

① **【ローカル型】 市内クリエイター等とのマッチング・ディレクション業務**

- (ア) 本事業が実施可能な業務実施体制であるか (10点)
- (イ) 市内クリエイター等とのネットワークは広く、業務を遂行する上で十分な

- 関係性を有しているか (25点)
- (ウ) 人材のマッチング方法は、優秀な人材の確保が期待できるものか (20点)
- (エ) 広報媒体制作のディレクション力を対面で十分に発揮できるか (25点)
- (オ) 単価表は適切か (10点)
- (カ) 神戸市内に本店もしくは支店を有する法人及び構成員が全て神戸市内に本店もしくは支店を有する共同企業体か (10点)
- ② **【グローバル型】副業人材を活用した広報媒体制作業務**
- (ア) 本事業が実施可能な業務実施体制であるか (10点)
- (イ) 登録しやすく使い勝手のよいオンライン人材プラットフォームを有しており、多種多様な人材を集積できるか (25点)
- (ウ) 人材の獲得方法は、優秀な人材の確保が期待できるものか (20点)
- (エ) 多種多様な業務依頼の対応、緊急時対応や効率的な進捗確認方法・情報共有方法など優位な仕組みを有しているか (25点)
- (オ) 単価表は適切か (10点)
- (カ) 神戸市内に本店もしくは支店を有する法人及び構成員が全て神戸市内に本店もしくは支店を有する共同企業体か (10点)

## 9 その他

- (1) 提案に要する費用、条件等
- ① 提出書類の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
  - ② 採用された提出書類は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
  - ③ すべての提出書類は返却しない。
  - ④ 提出された提出書類は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
  - ⑤ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
  - ⑥ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

## 10 提出先、問い合わせ先

神戸市 市長室 広報戦略部 広報コンテンツライン

住所 | 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（市役所1号館16階）

電話 | 078-322-0126 FAX | 078-322-6007

担当 | 土居、長谷川

E-mail | [design@city.kobe.lg.jp](mailto:design@city.kobe.lg.jp)